

お取引先 様

ミツミグループ グリーン調達基準書 第1版

制定 2014 年 08 月 28 日
施行 2014 年 10 月 01 日

ミツミ電機株式会社
プロキュアメント統括部
品質・環境本部 環境推進部

承認	検認	検認	作成
2014.08.28 品質・環境 藤原	2014.08.28 プロキュアメント 岡村	2014.08.28 品質・環境 濱野	2014.08.28 品質・環境 渡邊

目次

1. はじめに	3
1.1 目的		
1.2 適用範囲		
1.3 用語の定義		
2. ミツミグループ環境方針	4
2.1 基本理念		
2.2 基本方針		
3. お取引先様へのお願い	5 - 6
3.1 環境マネジメントシステムの構築		
3.2 環境関連化学物質の適正管理		
3.3 生物多様性保全への取り組み		
3.4 CSR 調達の推進		
4. 関連規程	7

1. はじめに

ミツミグループは、高性能・高品質の電子部品を製造するために、お取引先様との緊密な協力関係が不可欠と考え、物品を調達する際に、品質、価格、納期、環境等を考慮し、公正で公平な購買業務に努め、お取引先様に、ご理解、ご協力をお願いしています。特に、環境において、製品または物品そのものや、それらの製造過程から発生する環境負荷が問題となっているため、環境負荷低減への取り組み(環境配慮)が求められています。

ミツミグループは、環境に配慮した物品を優先的に調達する取り組みを「グリーン調達」と理解し、環境負荷低減を環境保護推進活動に関する最重要項目と認識し、取り組んでまいりました。また、グリーン調達を発展させ、人権尊重や労働条件整備等の CSR 活動を推進しているお取引先様からの「CSR 調達」に取り組んでまいります。

グリーン調達及び CSR 調達に関するお取引先様へのお願い事項を「グリーン調達基準書」としてまとめましたので、ご理解、ご協力をお願い致します。

1.1 目的

ミツミグループは、環境マネジメントシステム及び環境品質保証システム(環境関連化学物質の適正管理)の構築と継続的改善、生物多様性保全への取り組み、CSR に配慮した調達を積極的に行っているお取引先様の物品やサービスから優先的に調達致します。お取引先様には、本基準書をビジネスアイテムの一つとしてご活用の上、環境及び CSR に配慮した物品やサービスをご提供いただけるようお願い致します。

1.2 適用範囲

ミツミ製品を構成する全ての物品(部品、材料、副資材、梱包材)及びサービスに適用致します。

1.3 用語の定義

- (1) 環境関連化学物質
部品、材料、副資材、梱包材等に含有する化学物質のうち、人体または地球環境に著しい影響を与える物質で、ミツミグループが指定する物質を言います。
- (2) 環境品質
製品に要求される性質のうち、製品に含有する化学物質による環境負荷に関わる性質。環境関連化学物質を適正管理する取り組みを含みます。
- (3) 事業活動
製品のライフサイクル(原材料調達、製造、輸送・販売、使用・保守、回収・再資源化)に関わる活動を言います。その他、土地利用もこの活動に関連します。
- (4) CSR
サプライチェーン全体において法令遵守や人権尊重、労働条件整備、環境保全、企業倫理の実践等の社会的責任(Corporate Social Responsibility)に配慮することを言います。
- (5) 紛争鉱物
「コロンバイト・タンタル石(タンタル)、錫石(スズ)、金、鉄マンガン重石(タングステン)または、それらの派生物」及び「それ以外にコンゴ民主共和国(略称 DRC)及びその周辺国の紛争の資金源となっている鉱物とその派生物(これらは米国国務長官によって決定される)」を指します。
出典: 米国金融規制改革法(ドッド・フランク法)第 1502 条「紛争鉱物条項」
- (6) DRC コンフリクトフリー
コンゴ民主共和国またはその隣接国の武装グループに直接または間接的に資金提供または利益供与する鉱物を使用しない製品を意味します。
- (7) 生物多様性
地球上に存在する動植物から微生物まで多くの生命のつながりのことを言います。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があります。

2. ミツミグループ環境方針

ミツミグループは、1990年1月の全社臨時フロン対策委員会設置、1993年6月の特定フロン及びトリクロロエタン全廃、環境本部設置、1993年12月の全社環境委員会設置、1994年8月の環境保護推進活動計画(ボランティアプラン)の策定をはじめ、今日まで様々な環境保護推進活動に取り組んでまいりました。

環境保護推進活動を通じて、その意思表示として2004年8月に全社共通の「環境方針」を制定、2010年2月16日に国内外ミツミグループ全体の「環境方針」を制定致しました。また、2011年5月18日の改訂にて生物多様性に関する内容を追加致しました。

環境方針の基本理念及び基本方針の下、今後も環境保護推進活動に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

2.1 基本理念

ミツミグループは、地球環境問題(自然・環境との調和)との対応を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業活動のあらゆる面で地球環境の保全はもちろん世界の動きに誠意を持って協調し行動する。

2.2 基本方針

ミツミグループは、電子部品の総合メーカーとして、国内外におけるさまざまな事業活動、製品及びサービスが生物多様性と地球環境に与える影響を的確に捉え、環境保全活動と事業活動の共生を推進する。

また、技術的・経済的に可能な限り環境影響を少なくすべく目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムの継続的な改善及び汚染の予防を推進すると共に地域社会から広く信頼される企業として基本理念の実現を目指す。

- (1) 総責任者直轄の環境管理組織によって、環境マネジメントシステムを構築し、地球環境保全活動の推進を図る。
- (2) 環境側面に関連して適用可能な法的要求事項、条例、地域協定、顧客の製品環境品質要求、同意するその他の要求事項を順守すると共に、必要に応じて自主管理基準を設けて、環境負荷を低減し環境保全に努める。
- (3) 製品の研究開発・設計段階から省資源、省電力、有害物質不使用、リサイクル性、生態系への影響低減など環境に配慮した製品開発に努める。
- (4) オゾン層破壊物質、有害化学物質等環境に負荷を与える物質は、可能な限り代替技術の採用及び代替物質への転換に努める。
- (5) 企業活動の全ての領域で省資源、省エネルギー、リサイクル、廃棄物・汚染物質の削減、二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの削減、などの環境保全に取り組む。
- (6) 環境内部監査を定期的実施し、環境マネジメントシステムの維持・改善に努める。
- (7) この環境方針を全従業員、構成員及び関連する全ての人に周知させると共に、環境への意識高揚と保全活動の質的向上を目指し教育啓蒙を行う。

3. お取引先様へのお願い

3.1 環境マネジメントシステムの構築

ミツミグループは、お取引先様に環境マネジメントシステムの構築及びその客観的評価として、外部認証(ISO14001、エコアクション 21、エコステージ等)の取得を推奨致します。既に外部認証を取得済みのお取引先様については、引き続き環境マネジメントシステムの運用と継続的改善をお願い致します。また、外部認証取得をなされていないお取引先様については、マネジメントシステムの自社構築として、下記(1)~(7)項の検討及び実施をお願い致します。

- (1) 環境方針の設定
- (2) 環境目的・目標の設定、実施、維持
- (3) 環境組織体制の確立
- (4) 環境教育・訓練の実施
- (5) 環境関連法規制及びその他要求事項(顧客要求等)の順守確認
- (6) 環境内部監査の実施
- (7) 環境保護推進活動の効果確認及び見直し

3.2 環境関連化学物質の適正管理

ミツミグループは、必須事項として、ミツミ製品を構成する物品に含有される環境関連化学物質の適正管理及びその保証をお取引先様をお願いしています。化学物質法規制及び顧客要求に基づき、環境関連化学物質を「禁止物質(AA)」等 4 つの管理区分に分類し、管理しています。詳細は、ミツミグループが発行する「環境関連化学物質管理基準」及び「環境品質保証に関するガイダンス(サプライヤー用)」をご確認ください。「環境関連化学物質管理基準」は、ミツミ電機ホームページに掲載しておりますので、ご活用をお願い致します。

日本語、英語、中国語 <http://www.mitsumi.co.jp/profile/eco.html#5>

「環境品質保証に関するガイダンス(サプライヤー用)」は、お取引先様との取引開始に際し、ミツミグループがお取引先様に配付致します。

尚、「環境関連化学物質管理基準」及び「環境品質保証に関するガイダンス(サプライヤー用)」は、法規制、顧客要求等の変更により改訂させていただく場合がございます。

また、ミツミグループは、お取引先様の化学物質管理体制を確認するため「環境品質保証システム監査(サプライヤー監査)」を行っています。事前にお取引先様に自己監査を依頼し、自己監査結果に基づき必要と判断した時にミツミグループがお取引先様を訪問監査し、お取引先様の化学物質管理体制を評価致します。本監査でミツミグループがお取引先様の管理体制の不備を発見した場合は、お取引先様に改善要求し、改善いただく場合がございますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

3.3 生物多様性保全への取り組み

生物多様性とは、地球上に存在する動植物から微生物まで多くの生命のつながりのことを言います。生物多様性は、資源供給の基盤となり、私たちの生活はもちろん、事業活動も支えています。事業活動による資源の利用に際し、管理が不十分な状況では、地球温暖化などの著しい環境影響につながり、生物多様性に負荷を与えます。生物多様性保全には、企業の役割が重要であることが国連で提唱されています。

ミツミグループは、生物多様性とその重要性を理解し、環境保護推進活動の一環として、生物多様性保全への取り組みを下記の3段階に設定し取り組んでまいりますので、お取引先様におきましては、ミツミグループの保全活動への取り組みをご理解の上ご協力をお願い致します。

第1段階：取り組み表明

生物多様性保全への取り組み姿勢をミツミグループ社内外へ向け表明します。

(例) ・ウェブサイト、印刷物を通じた生物多様性保全への取り組み表明

第2段階：活動実践

ミツミグループとして生物多様性保全への具体的な取り組みを実施します。

(例) ・再利用、再資源化が可能な物品の調達

・事業活動における節電、節水など省資源化の推進

・緑化活動(植林、造池など)

・自然観察及び社内への情報提供(生物多様性保全の意識向上)

第3段階：取り組み範囲の拡大

お取引先様を含むサプライチェーンへの働きかけ、外部組織との協働を実施します。

(例) ・お取引先様向けグリーン調達基準書の提供

・お取引先様向け説明会の開催

・外部組織の生物多様性保全活動への参加(緑化活動、森林整備など)

・生物多様性に関する外部組織との情報交換

3.4 CSR 調達の推進

グローバルにビジネスを展開している企業には、ミツミグループはもちろんのこと、お取引先様も含めたサプライチェーン全体において法令遵守や人権尊重、労働条件整備、環境保全、企業倫理の実践等のCSRに配慮した企業活動を行うことが求められています。ミツミグループは、その活動の一環として、「CSR調達」を推進し、取り組んでまいります。法令遵守はもちろん、社会規範や社会倫理に従った公正で公平な購買業務に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

なお、CSR活動の取り組みの一つとして、コンゴ民主共和国および隣接紛争地域で産出される武装勢力の資金源となる紛争鉱物の不使用へのご理解、ご協力をお願い致します。

お取引先様にこれらの紛争鉱物の使用状況に関する調査及びご報告をお願いする場合がございます。ミツミグループは、本調査を通じて、DRCコンフリクトフリーに繋がる物品の調達に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

参照：米国金融規制改革法(ドッド・フランク法)第1502条「紛争鉱物条項」

4. 関連規定

- ・ 環境関連化学物質管理基準 AE-01-0001
- ・ 環境品質保証に関するガイダンス(サプライヤー用) AE-01-0007

改訂来歴表

来歴	改訂日	改訂者	頁	改訂内容
1 版	2014.8.28			新規制定

[お問い合わせ先]

本基準書に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

ミツミ電機株式会社

プロキュアメント統括部

品質・環境本部 環境推進部

TEL:042-310-5200(部門代表)

TEL:042-310-5072(部門代表)

FAX:042-310-5194

FAX:042-310-5082